# 中華人民共和国 国家発展改革委員会中 華 人 民 共 和 国 商 務 部 令中 華 人 民 共 和 国 税 関 総 署

第7号

国家発展改革委員会、商務部及び税関総署は、《中華人民共和国対外貿易法》と《中華人民共和国 貨物輸出入管理条例》に基づき、共同で《石炭輸出割当管理弁法》を制定・公布し、2004 年 7 月 1 日から実施する。

国家発展改革委員会主任 : 馬 凱

商務部 部長:呂福源

税 関 総 署 暑 長:牟新生

2004年1月7日

# 石炭輸出割当管理弁法

### 第一章 総 則

- 第一条 石炭輸出の規範化、石炭輸出割当管理業務の効率化、公正化、公開化及び透明化の原則を保証し、石炭の正常な輸出秩序を維持するため、《中華人民共和国対外貿易法》及び《中華人民共和国貨物輸出入管理条例》の関連規定に基づき、本弁法を制定した。
- 第二条 国家発展改革委員会(以下「発展改革委」という)は、商務部と共同で全国の石炭輸出割 当総量の確定及び配分業務を主管する。
- 第三条 本弁法は、一般貿易方式による石炭の輸出に適用する。その他の貿易方式による石炭の輸出については、現行の関連規定に基づいて行う。

## 第二章 石炭輸出割当総量、申請

- 第四条 毎年度の石炭輸出割当総量及び申請手順は、発展改革委が前年度の10月31日までに中国経済情報網(http://www.cei.gov.cn)、国家発展と改革委員会サイト(http://www.sdpc.gov.cn)で公表する。
- 第五条 石炭輸出割当総量を確定する際には、下記の要素を考慮する。
  - 国家経済の安全保障
  - 石炭資源の合理的利用
  - 国家関連産業発展計画、目標及び政策との整合性
  - 国際及び国内市場の需給情況
- 第六条 石炭輸出は、国営貿易管理を実施する。既に石炭輸出の国営貿易経営権を取得した輸出企業は、石炭輸出割当枠を申請することができる。
- 第七条 石炭輸出企業は、正式書面をもって発展改革委に割当枠を申請するとともに、要求により 関係書類と資料を提出しなければならない。
- 第八条 発展改革委は、毎年 11 月 1 日 ~ 11 月 15 日の間において、石炭輸出企業の次年度の石炭輸出割当枠の申請を受理する。

### 第三章 石炭輸出割当枠の配分、調整と管理

- 第九条 発展改革委は、商務部と共同で、毎年 12 月 15 日までに次年度の石炭輸出割当枠総量の 80% を企業に下達する。 残枠は、当該年度の 6 月 30 日までに下達する。
- 第十条 石炭輸出割当枠は、企業の前年度の石炭輸出実績を参考に配分する。
- 第十一条 石炭輸出割当枠の有効期限は、当該年度の 12 月 31 日までとする。
- 第十二条 下記の事態が発生した場合は、既配分割当枠を調整することができる。
  - 国際市場に重大な変化が生じた場合
  - 国内資源に重大な変化が生じた場合
  - 輸出企業の割当枠の使用進捗状況が明らかに不均衡な場合
  - その他割当枠の調整が必要な場合
- 第十三条 石炭輸出企業は、輸出許可証管理関係系規定に基づき、割当批准書類をもって、商務部が授権した許可証発行機構で輸出許可証を申請・受領する。この輸出許可証をもって税関におい

て通関申告・通関手続きを行う。

石炭輸出許可証の管理は、商務部の許可証管理関係規定に基づいて執行する。

第十四条 石炭の輸出企業は、毎月5日までに前月の石炭割当枠の使用状況報告書を発展改革委に 提出するものとする。

### 第四章 法的責任

- 第十五条 石炭輸出企業の経営者が、石炭輸出において違法や規定違反行為を行い、税関、税務、 商品検査、外為管理等部門から処罰を受けた場合、発展改革委は、情状に基づいてその既配分石 炭輸出割当枠を削減することができる。
- 第十六条 石炭輸出企業の経営者が、輸出割当批准書類または輸出許可証の偽造、改竄、或は詐欺及びその他の不正手段により輸出割当枠、批准書類及び輸出許可証を取得した場合、《貨物輸出入条例》第六十六条及び第六十七条の規定に基づいて処罰する。発展改革委は、既配分石炭輸出割当枠を取消すこともできる。
- 第十七条 割当枠配分の決定または処罰決定に異義がある場合、《行政復議法》に基づいて行政復議 を申し立てるか、または法律に基づいて人民法院に提訴することができる。

# 第五章 附 則

- 第十八条 本弁法は発展改革委、商務部、税関総署が解釈する権利を有する。
- 第十九条 本弁法は2004年7月1日から実施する。